# 令和6年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

5 No 府省庁名 環境省 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ( 狩猟税 ) 対象税目 要望 鳥獣被害対策の推進を目的とした特例措置の延長 項目名 ・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 要望内容 ①対象鳥獣捕獲員\*1が受ける狩猟者の登録 (概要) ※1 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。 以下「鳥獣被害防止特措法」という。)第4条の規定により市町村が定める被害防止計画で定められる対象鳥 獣(当該市町村の区域内における農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣)を捕獲するために同法 第9条の規定に基づき設置される鳥獣被害対策実施隊の隊員のうち、主として対象鳥獣の捕獲等に従事する ことが見込まれる者として市町村長より指名、又は任命される者をいう。 ②鳥獣保護管理法 (平成 14 年法律第 88 号) 第 18 条の5第2項第1号に基づき認定を受けた鳥獣捕獲等事業 者(以下「認定鳥獣捕獲等事業者」\*2という。)の従事者が受ける狩猟者の登録 ※2 認定鳥獣捕獲等事業者とは、鳥獣の捕獲等を適正かつ効率的に遂行することができるものとして都道 府県知事の認定を受けた者(法人)をいう。 ③鳥獣保護管理法(平成 14 年法律第 88 号)第9条第1項に基づく許可捕獲の従事者※3が受ける狩猟者の登 緑 ※3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的及び第2種特定鳥獣の数の調整 の目的により、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「鳥獣 保護管理法」という。) 第9条の規定に基づき、環境大臣又は都道府県知事(都道府県から捕獲許可権限が委 譲されている場合は市町村長)の許可を受けて鳥獣の捕獲等をする者及びその従事者(従事者証の交付を受 けた者)をいう。 特例措置の内容 ①及び②に係る狩猟税を課税免除とし、③に係る狩猟税の課税標準となるべき価格を1/2とする。 ①~③の特例措置適用期限を令和 11 年3月 31 日までとする(現在の特例措置適用期限(令和6年3月 31 日)を5年間延長)。 関係条文 地方税法第700条の52、地方税法附則第32条及び第32条の2

)

[平年度]

減収

見込額

[初年度]

[改正増減収額]

-(4884

5 - 1

**-** (▲887

(単位:百万円)

### (1) 政策目的

#### 要望理由

「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」(平成25年12月環境省・農林水産省)、鳥獣保護管理法に基づく「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」(以下、「鳥獣保護管理法基本指針」という。)及び鳥獣被害防止特措法に基づく「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針」を踏まえ、ニホンジカやイノシシの個体数を平成23年度比(基準年)で半減させる目標(以下「半減目標」という。)の達成を目指した捕獲強化を継続すべく、鳥獣捕獲の担い手確保を支援するために狩猟税の減免措置を講ずることとするもの。

### (2) 施策の必要性

ニホンジカ及びイノシシは、その生息数の増加や生息域の拡大により、自然生態系、農林水産業及び生活環境に深刻な被害を及ぼしている。平成25年から「半減目標」達成を目指して鳥獣の捕獲を強化してきたことにより、ニホンジカ及びイノシシの捕獲数は増加し、一部の地域では、生息数の減少や被害の低減が見られるものの、生息数が低減していない地域、被害が低減していない地域は未だ多い。また、平成31年度税制改正大綱において示された狩猟税の減免措置により、「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」の担い手となる、鳥獣被害対策実施隊及び認定鳥獣捕獲等事業者の従事者は増加するとともに、狩猟免許所持者数も増加傾向にある。このような状況を踏まえ、引き続き強い捕獲体制を維持・強化して「半減目標」を達成するために、既存措置を継続することにより捕獲の担い手確保を支援していくことが必要である。

本要望に 対応する 縮減案

\_\_

	1	
合理性	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進 5-3 野生生物の保護管理
	政策の	〇二ホンジカ及びイノシシの個体数半減 「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」(平成25年12月環境省・農林水産省) 自然生態系、農林水産業及び生活環境に深刻な被害を及ぼしているニホンジカ及びイノシシ について、平成23年度比で個体数を半減させることを目指す。当面の目標として、令和5年度 までの達成を目指していたが、令和10年度に延長することとしている。
	達成目標	〇鳥獣被害対策実施隊の増加 捕獲等の活動を担う鳥獣被害対策実施隊の隊員数について、平成30年度の37,279人から令和7年度までに43,800人に増加させ、その後も着実に増加を目指す。
		〇認定鳥獣捕獲等事業者の育成 計画的、組織的な鳥獣の捕獲等を確実に実施していくため、専門性が高く、高度な技能を有す る認定鳥獣捕獲等事業者数について、現行の165(令和5年3月末時点)から増加させる。
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	5年間(令和6年4月1日~令和11年3月31日)
	同上の期間中 の達成目標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況	○捕獲目標 「全国の二ホンジカ及びイノシシの個体数推定等の結果について」(令和5年4月4日環境省発表)において、 ・各種捕獲強化策の実施等により二ホンジカは減少傾向が継続しているものの、依然として高い水準にあるため、半減目標達成にはより一層の捕獲強化が必要な状況にある・イノシシは、これまでの対策の効果に加えて豚熱による影響もあり減少傾向が進んでいるが、増殖率が高いこともあり、引き続き強い捕獲圧をかけ続ける必要があるとされたところである。 ○鳥獣被害対策実施隊の増加 鳥獣被害対策実施隊の隊員総数については、令和4年4月末に42,053人となっているが、半減目標の達成に向けて今後も維持・増加させていくことが必要である。 ○専門事業者の育成 認定鳥獣捕獲等事業者数は165事業者(令和5年3月末時点)となっており、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者として令和2年度に60事業者、令和3年度に65事業者、令和4年度に63事業者が捕獲等を実施している。また、認定鳥獣捕獲等事業の従事者数は14,218人(令和5年3月末時点)となっている。○その他 鳥獣保護管理法第9条第1項の許可捕獲の従事者数について平成29年度は343,253人、平成30年度は323,749人、令和元年度は285,664人であり、減少傾向である。 ※鳥獣捕獲許可証交付枚数の実績は次のとおり。環境大臣の捕獲許可 H29 466、H30 512、R1 688(枚)都道府県知事の捕獲許可 H29 343,053、H30 323,473、R1 285,227(枚)計 H29 343,253、H30 323,749、R1 285,664(枚) ※「その他」における米印の実績はいずれも令和元年度鳥獣関係統計(公表資料)より引用。

有効性	要望の措置の 適用見込み 要望の措置の 効果見込み	① 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の特例措置 33,437 (人) ② 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の特例措置 5,655 (人) ③ 鳥獣保護管理法 (平成 14 年法律第 88 号) 第9条第1項に基づく許可捕獲の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の特例措置 42,551 (人) (令和6年度見込み)  半減目標達成に向けた捕獲の強化のため、引き続き鳥獣捕獲従事者確保のインセンティブと
	(手段としての 有効性) 当該要望項目	しての効果が期待できる他、それらの者による狩猟における捕獲を促進できる。
	以外の税制上の 支援措置	_
相当性	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	[鳥獣被害防止総合対策交付金] R4 116 億円 (R3補正:16 億円、R4当初:100 億円) R3 133 億円 (R2補正:23 億円、R2当初:110 億円) R2 105 億円 (R1補正:5 億円、R2当初:100 億円) R1 105 億円 (H30 補正:3 億円、R1当初:102 億円) ・狩猟免許取得時(前)、経験の浅い方への0JT 研修、効果的な捕獲技術等の研修や講習の受講費用等への支援 ・農作物に被害を及ぼす野生鳥獣を捕獲するための活動経費を支援  [鳥獣保護管理強化総合対策費] R4 当初 678 百万円の内数、R3 当初 712 百万円の内数 R2 当初 730 百万円の内数、R1 当初 770 百万円の内数 ・鳥獣の管理の担い手となる狩猟者の確保のため、幅広い世代を対象に、狩猟の魅力やジビエ利用等に関する情報発信等を実施 ・夜間銃猟を含む認定鳥獣捕獲等事業者の質の確保及び技術的指導ができる者の育成のため、講習会を開催  [指定管理鳥獣捕獲等事業費] R4 25 億円 (R3 補正:23 億円、R4 当初:2億円)の内数、R3 25 億円 (R2 補正:24 億円、R3 当初:1 億円)の内数 R2 26.3 億円 (R元補正:3.3 億円、R2当初:23 億円)の内数 R1 16.7 億円 (H30 補正:11 億円、R元当初:5 億円、R元補正0.7 億円)の内数
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との	・認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者に対する研修会等の開催支援 ・指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)の捕獲事業や捕獲技術の開発等を支援  鳥獣被害防止総合対策交付金では、狩猟免許取得前の者から、高度な捕獲技術等の習得を目指す者まで各種研修や講習の受講費用等を支援し、捕獲者の育成・確保を図るとともに、捕獲活動経費を支援して広く捕獲者全体に対して、被害対策の参画への促進を図っている。 鳥獣保護管理強化総合対策費では、平成24年度から狩猟の担い手確保促進のためのフォーラムを開催し、我が国における鳥獣被害の現状や捕獲の担い手の減少・高齢化の状況、狩猟の魅力等を普及啓発することで、狩猟の担い手確保の動機づけを行っている。 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金では、認定鳥獣捕獲等事業者等に対する研修会の開催等を支
	関係	援することで、捕獲者の育成・確保を図るとともに、都道府県等が行う指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)の捕獲事業等を支援している。 一方、特例措置は、農林水産業や自然生態系等に被害を及ぼしている鳥獣の捕獲の担い手の中核となり、対策を牽引する者に対する経済的負担の軽減を図るインセンティブであり、このような者が増加し、自治体の捕獲体制を強化するとともに、それらの者による狩猟における捕獲を促進する措置として必要。

# 要望の措置の 妥当性

平成31年度税制改正大綱において示された被害防止目的での鳥獣捕獲従事者への減免措置により、「有効性」の「要望の措置の適用見込み」において示したとおり、それらの者の確保が概ね進んでいることから、政策目的を実現する手段として有効である。

また、半減目標の達成状況を踏まえると、引き続き強い捕獲圧をかけ続けることが重要であり、更なる捕獲の担い手の確保が必要となることから、現行措置を継続する必要がある。

- ① 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の特例措置の実績 R3 31,028、R4 31,547(人)
- ② 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の特例措置の実績 H30 3,625、R1 3,798(人)

## 税負担軽減措置等の 適用実績

③ 鳥獣保護管理法 (平成14年法律第88号) 第9条第1項に基づく許可捕獲の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の特例措置の実績

許可捕獲者H3024,115、R122,562(人)従事者H3031,041、R128,907(人)計H3055,156、R151,469(人)

※猟友会や都道府県等が狩猟者登録等の手続きの際に軽減措置制度の存在を伝えているので、 要件を満たした者はすべからく制度を活用していると推定して支障はない。

# 「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績

(9) 狩猟税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4.3.31現在)	適用期限	適用総額 の種類	適用総額(千円)		
条	項	号		(代4.3.31現住)	(R4.4.1現在)	の俚知	令和元年度	令和2年度	令和3年度
700条の52	2	_	放鳥獣猟区のみに係る狩猟者登録に対す る税率の特例措置	税率を1/4に軽減する。	なし	税額	0	0	0
700条の52	2		放鳥獣猟区のみに係る狩猟者登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区以外の場所 等に係る狩猟者登録に対する税率の特例 措置	税率を3/4に軽減する。	なし	税額	0	0	0
附 32条	1		対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録にお ける課税免除の特例措置	課税免除とする。	R6.3.31	税額	466,813	489,847	529,546
附 32条	2		認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩 猟者の登録における課税免除の特例措置	課税免除とする。	R6.3.31	税額	46,656	50,763	51,615
附 32条の2			有害鳥獣捕獲等許可に基づく許可捕獲等 に従事した者に係る狩猟者の登録におけ る税率の特例措置	税率を1/2に軽減する。	R6.3.31	税額	295,540	291,263	289,442

※地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第211回国会提出)より抜粋

## 税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)

今後も鳥獣被害対策を推進するため、捕獲の担い手となる狩猟者の確保及び登録狩猟による捕獲の推進が不可欠であり、狩猟者の税負担を軽減することにより、認定鳥獣捕獲等事業者及び鳥獣被害対策実施隊になること及びそれらの捕獲者の登録狩猟による捕獲へのインセンティブを付与する本措置は、有効な手段である。

## 前回要望時の 達成目標

「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」 「抜本的な鳥獣捕獲強化対策(追補版)」(予定)

# 前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由

「全国のニホンジカ及びイノシシの個体数推定等の結果について」(令和5年4月4日環境省発表)において、各種捕獲強化策の実施等により、ニホンジカ及びイノシシの個体数はいずれも減少傾向が継続しているものの、特にニホンジカの推定生息頭数は、生息分布の拡大等に対応した捕獲体制が十分ではない地域もあるため、依然として高い水準にあり、半減目標達成には、より一層の捕獲強化が必要な状況にある。一方で、平成31年度税制改正大綱において示された狩猟税の減免措置や普及事業等により、鳥獣被害防止実施隊、認定鳥獣捕獲等事業者はおおむね増加し、狩猟者登録数も下げ止まったが、前述のとおり、半減目標の達成に必要な捕獲体制の確保には至っていないと考えられるため。

これまでの要望経緯

平成27年度要望 減免措置の創設 (4年間) 平成31年度要望 減免措置の延長 (5年間)